

神勞発雇均 1210 第1号

令和3年12月10日

日本労働組合総連合会神奈川県連合会
会長 吉坂義正 殿

神奈川県労働局長

2022年度に向けた政策・制度要求に対する回答について

本年9月2日に提出のありました標記について、別添のとおり回答いたします。

重 点 政 策

1. 妊娠・出産や育児をしながらすべての県民・市民が就業を継続できる環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・徹底をはかること。特に、県内企業における長時間労働の削減とあわせ、仕事と家庭の両立支援制度等、施策の充実をはかること。

また今後の課題とされる、育児と親の介護を同時に担う「ダブルケア」世代を対象に、育児や介護に関する支援制度・施設利用の周知など、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みを推進すること。

【各種の雇用支援政策、補強】

【回答】

妊娠・出産・育児・介護によっても仕事が継続しやすい環境整備が図られるよう、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法等の内容についてあらゆる機会を捉えて周知を行っており、法に沿った規定整備や雇用管理が行われるよう企業指導も実施しています。

また、男性の育児休業取得促進のため、「両立支援等助成金（出生時両立支援コース）」により、男性労働者に育児休業又は育児目的休暇を取得させた事業主に対する支援を行っています。

神奈川県内の全ての監督署に労働時間相談・支援班を編成するとともに、労働時間相談・支援コーナーを設置して、中小企業の事業主に対し、改正労働基準法の内容等の労働時間に関する法制度のための説明会を開催し、長時間労働の削減等過重労働解消に向けた周知・指導を行っています。

長時間労働削減や年次有給休暇の取得促進に取り組む中小事業主については、「働き方改革推進支援助成金」により、支援を行っています。

2. 雇用、福祉、教育の各行政機関が連携し、障がい者雇用の促進と、安心して働き続けることのできる就労環境を構築するため、ハローワークを核とした地域ネットワークの充実と、企業に対するサポートなどを重視した就労支援策を推進すること。

また、障がい者雇用が進まない中小企業に対して、各種情報提供をはじめとする支援策を図ること。

【障がい者雇用政策、継続】

【回答】

障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター、地域の就労支援機関、特別支援学校、高等学校、大学等の教育機関、医療機関と連携を図り、ハローワークが中心となって「企業向けチーム支援」を実施し、雇用に向けた準備段階から雇用後の職場定着までの一連の支援を計画的に実施しています。障がい者が安心して働き続けることのできる就労環境を構築させるため、就労支援セミナーや事業所見学会、支援機関見学会や職場実習面接会等の実施の強化を図っています。

また、中小企業における障害者雇用をさらに推進するため、雇用率未達成企業に訪問して、雇用率達成指導、職務の切り出しなど障害者の雇用を拡大するよう働きかけを行っています。併せて、職場実習、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援、障害者トライアル雇用、特定求職者雇用開発助成金、障害者雇用納金制度に基づく各種助成金等の情報提供を行い、障害者の雇用促進を推進しています。

3. 自動車運転業務従事者における、ワーク・ライフ・バランスおよび安全輸送の観点から、引き続き「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川地方協議会」など関係する機関・団体が連携して施策を推進すること。

特に長時間労働の改善に向け、荷主等の取引先と運送事業者の双方が労働時間短縮に向けて、協力して取り組むことができる環境を構築すること。

【自動車運転業務従事者を中心とした政策、継続】

【回答】

関東運輸局神奈川運輸支局、神奈川県トラック協会、神奈川労働局が事務局となり、関係労使団体、運送事業者、荷主企業が参画する「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会」における取組として、令和2年に加工食品を取り扱う運送事業者（約2,000社）を対象として、長時間労働の実態及び取引環境の課題に係るアンケートを実施しました。今後も、継続的に加工食品を取り扱う運送事業者に対するアンケートを実施し、労働時間の実態を把握する取り組みを行います。

また、令和6年4月からの時間外労働の上限規制の適用について、労働基準監督署において、昨年度に続き説明会を順次開催し、長時間労働削減に向けた周知、支援に取り組めます。

4. 長期化する新型コロナウイルス感染症の影響などによる、不合理な解雇等を防止する観点からも、労働関係法令を周知するとともに、雇用維持のための対応を徹底させること。

やむを得ず解雇を検討する場合でも、解雇回避努力や労働組合との協議等、「整理解雇の4要件」に照らして厳格に判断すべきことを事業者にも周知し、不適切な事案には速やかかつ厳正に対処すること。

【新型コロナ政策、新規】

【回答】

神奈川県労働局（雇用環境・均等部指導課）、横浜南労働基準監督署及びハローワーク横浜に開設している「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」（以下「特別相談窓口」という。）、神奈川県労働局（労働基準部健康課）に開設している「感染拡大防止相談コーナー」を中心に、労働者及び事業主からの労働問題（解雇、雇止め、休業、雇用の維持・確保等）の相談について懇切丁寧に対応を行っています。また、各労働基準監督署内等に設置している総合労働相談コーナー及びにおいても、新型コロナウイルス感染症関連も含むあらゆる労働問題の相談について対応を行っており、相談対応に当たっては、相談内容に応じて労働関係法令の説明・案内を行い、その周知・啓発に努めています。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連して勤務を休まざるを得ない労働者が安心して休暇を取得することができるよう、小学校等の臨時休業等については「両立支援等助成金（育児休業等支援コース新型コロナウイルス感染症対応特例）」及び「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」、妊娠中の女性労働者については「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」及び「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」により、労働者に有給休暇を取得させる事業主に対する支援を行っています。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、労働者派遣契約の中途解除や不更新に伴う派遣労働者の解雇や雇止めを防ぐため、本年5月に神奈川県内の派遣実績のある派遣元事業主1,500社に対して、雇用調整助成金を活用して派遣労働者の雇用維持に

努め、安易な契約解除が行われることのないよう労働局長名による要請を行いました。雇用維持の要請については、今後も継続して行っていきます。

なお、改正労働者派遣法についてのセミナー等を実施して広く周知啓発するとともに、不適切な事案を確認した際には、引き続き厳正に是正指導を行います。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、労働者派遣契約の中途解除や不更新が行われ、予期せぬ休業や雇止めを余儀なくされた派遣労働者のための相談窓口を神奈川労働局職業安定部内に設置し、来庁又は電話による相談に対応しています。

当該窓口については、各ハローワークにおいて周知・案内をしており、引き続き、派遣労働者からの相談に丁寧に対応してまいります。

5. 地域別最低賃金改定に伴い、これまでの各種支援策の活用状況の見える化と中小企業へのヒアリングなどをすすめ、最低賃金を引き上げやすい環境整備のため、必要とされる支援策の充実強化を図ること。

とりわけ、最低賃金引上げに伴う「適正な価格転嫁」に対しては実効性ある取り組みを行うとともに、改定内容の履行確保と監督にあたる要員の増強等、監督体制の強化をすすめること。

【補強】

【回答】

監督にあたる要員につきまして、そのような要請があったことを厚生労働本省に伝えるとともに、必要な職員の確保に向け、今後とも時機を捉えて本省に働きかけてまいります。

最低賃金引上げに伴う「適正な価格転嫁」に対しては、令和3年9月2日に発注者に対し、業務委託等について、年度途中で最低賃金額が改定されることとなることから、適正な価格での契約金額の見直しが行われるように、最低賃金の履行確保へ配慮するよう労働局長名による要請を行いました。

最低賃金引上げに伴う「適正な価格転嫁」の要請については、今後も継続して行っていきます。

また、賃金の引き上げに伴う事業主への支援策である業務改善助成金については、中小企業に対する支援の強化として、本年8月から要件が大幅に緩和いたしました。県内各自治体、業界団体等に対して周知協力依頼を行い、「神奈川働き方改革推進支援センター」と協力して、オンラインセミナーの開催や個別相談会による相談対応等により、申請件数が大幅に増加しています。今後も引き続き周知に努め、支援を行ってまいります。

以上